

新潟県ワイナリー協会 規約

(目的)

第1条 新潟県内ワイナリーの個性や知見を結集し、新潟県産日本ワインの認知度を高めるとともに、ワイナリー来訪者や売上の増加、技術・品質の向上を図り、各ワイナリーの発展を通じた新潟県全体の魅力・価値向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「新潟県ワイナリー協会」(以下「協会」という。)と称する。

(地区)

第3条 協会の地区は、新潟県一円の区域とする。

(事業)

第4条 協会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 試飲・販売イベントなど、新潟県産日本ワインの認知度向上に関する事業
- (2) 情報交換や視察研修など、品質向上や品種育成に関する事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 協会の会員たる資格を有する者は、協会の地区内において、果実酒用ブドウを栽培し、果実酒を製造する酒類製造業者とする。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、就任した総会後において開催される第2回目の総会の終結時までとする。但し、再任は妨げない。

(役員の職務)

第9条 会長は、協会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定、及び改廃に関すること
- (2) 事業の推進に係る基本方針に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 総會議事は、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会費)

第11条 会費の徴収は行わない。

2 協会の運営にかかる経費については、会員が等しく分担することを基本とし、具体的な事業ごとに協議を行う。

(事業年度)

第12条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立初年度については、協会設立の日から同年度末日までとする。

(事務局)

第13条 協会の事務を処理するため、当面の間、「新潟県上越市大字北方1223番地 株式会社岩の原葡萄園」に事務局を置く。

2 業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
3 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(入退会)

第14条 入会を希望するものは、所定の書類を事務局に提出し、第5条の要件を満たしているか審査を受け、入会する。退会時には所定の書類を事務局に提出し、受理をもって退会とする。

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他、協会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、2025年12月10日から施行する。